

規格・基準などの事前意図公告
(この公告は T B T 協定附属書 3・L に基づくものです。)

下記のとおり、工業標準化法に基づき工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、理由を付して文書でご提出下さい。

記

1 件名

工業標準の改正

2 改正する工業標準の番号及び名称並びに趣旨・目的

JIS E 3004 連動装置－試験及び検査方法

(Interlocking device-Test and inspection methods)

本規格が制定された昭和 47 年には実用化されていなかった電子連動装置が普及し、更に多様化していることから、これにも対応した試験・検査方法を定める必要があるため改正するものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ・ 現行の規格のうち、リレー架の構造検査など継電連動装置固有のものを電子連動装置にも対応できる一般的なものに改めるなど、より性能規定的な内容とする。
- ・ 電子連動装置に対応するため、EMC 試験、インターフェイス試験等を追加する。
- ・ 現行の規格にない軌道回路短絡不良対策の試験等を追加する。
- ・ 本規格制定後に制定された JIS E 3014 鉄道信号保安部品振動試験方法、JIS E 3019 鉄道信号保安部品の高温及び低温試験方法等を引用規格として追加する。

3 施行年月日

平成 30 年 11 月以降

4 意見提出先 国土交通省 鉄道局 技術企画課

東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111 (内線 40704)

5 意見提出期限 掲載より 60 日後